

◆◇◆お申込みの際に必ずこの旅行条件書を十分にござ一読下さい◆◇◆

海外募集型企画 旅行条件書

旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業第414号
株式会社 富士ツーリスト
本社：沖縄県那覇市前島2丁目2番地7号
TEL：(098)862-3333
FAX：(098)861-1571
営業時間 平日(月～金曜日) 10:00～16:00
(12:00～13:00お昼休憩)
土・日・祝日 休み

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、株式会社富士ツーリスト(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊、その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、募集広告・インターネットホームページ・パンフレット・旅行条件書・出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する書面(以下「契約書面」といいます。)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)等によります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込み下さい。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金 (お一人様)	5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
申込金(お一人様)	10,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

- (2)当社は電話、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便、ファクシミリ又は電子メールでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第22項(2)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (6)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期日を確認したうえで、お待ちいただくことがございます(以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます。)この場合、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。その際、「申込金」と同額を「預り金」として申し受けます。(ウェイトイングの登録は予約完了を保証するものではありません。)当社は予約が完了した場合は速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかった場合」は、当社は「預り金」を全額払い戻します。

3. お申込み条件

- (1)20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能を他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、参加をお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申込み時にお申出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合もございます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (5)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (6)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7)外国籍のお客様は別途手続・手配が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。
- (8)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11)その他当社業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面と確定書面(最終旅行日程表)のお渡し

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しします。契約書面はパンフレット、旅行条件書、予約確認書などにより構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、利用運送機関および宿泊機関等が記載された確定書面を旅行開始日の前日までにお渡しします。（原則として旅行開始日の2週間前～5日前にはお渡しできるような努力いたします。）ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送、電子メールでのご案内を含みます。また、確定書面のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また、21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点または旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6. お支払対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（燃油サーチャージ等は含みません。パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージ等を含んで表示した場合を除きます。）また、パンフレット内でファーストクラス席、ビジネスクラス席と明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます。）
- (3) 旅行日程に明示した観光料金（バス料金等、ガイド料金、入場料等）
- (4) 旅行日程に明示した宿泊料金およびサービス料金（パンフレット等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
- (5) 旅行日程に明示した食事料金（機内食は除外。）および税・サービス料金
- (6) 手荷物の運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくは担当者にお問い合わせください。）手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社が運送機関に運送手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります。）
- (7) 添乗員同行コースの添乗員同行費用。
※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（各運送機関で定めた規定の重量・容量・個数を超える分について。）
- (2) クリーニング代・電報電話料、チップ、その他追加飲食等個人的諸経費およびそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等。）
- (5) オプションツアー（別途料金の小旅行。）の料金
- (6) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費等
- (7) 運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ等。）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。
- (8) 日本国内の空港施設使用料（日本国内通行税を含む。）、各国空港税、出国税など運送機関が政府その他の公共機関に代わって収受しているもの。但し、空港税等を含んでいることをパンフレット等で明示したコースを除きます。

9. お客様が出発するまでに実施する事項・渡航手続き

- (1) ご旅行に要する旅券の取得及び残存有効期限の確認・査証・再入国許可および各種証明書の取得については、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はおお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。（日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。）
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。
- (3) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。
- (4) 渡航先によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込みの際に担当者にお問い合わせください。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) 外務省海外安全相談センター(TEL: 03-5501-8162)でもご確認ください。

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運航サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない時は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされる場合は、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第10項(旅行契約内容の変更)により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になった時は、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交替・氏名の訂正

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交換に要する手数料として10,000円(税抜)をいただきます。(既に航空券を発券している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、

利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

- (2) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、お客様の交替の場合に準じて、本項(1)のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第13項の当社所定の取消料をいただきます。

13. 旅行契約の解除・払戻し

(1) 旅行開始前

① お客様の解除権

- ア) お客様は、次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更および取消のお申し出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。

● 海外旅行に係る取消料

旅行契約の解除期日	ピーク時に開始する旅行	ピーク期間以外の日開始する旅行
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%	無料
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%	
ハ 旅行開始日の前々日から旅行開始日当日	旅行代金の50%	
ニ 旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

注)「ピーク時」とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

● オプショナルツアーも上記取消料が別途適用されます。

尚、複数人数でご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金を頂きます。

- イ) お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- A) 別表①の左欄に記載する契約内容の重要な変更があった場合。
 B) 第11項(旅行代金の額の変更)の(1)に基づき、旅行代金が増額改定された時。
 C) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 D) 当社がお客様に対し、第4項の(2)に記載の確定書面を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 E) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 ウ) 当社は本項(1)の①のイ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金。)から所定の取消料を差し引いた額を戻します。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①のイ)により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金。)全額を払い戻しいたします。
 エ) 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発生された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。
 オ) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。
 カ) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上およびその他とご手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

② 当社の解除権

- ア) お客様が第5項(旅行代金のお支払い)に規定する期日までに旅行代金を支払われないうときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①のイ)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 イ) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 A) お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 B) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 C) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 D) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 E) お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
 F) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 G) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 H) お客様が第3項(お申込み条件)の(8)から(10)までのいずれかに該当することが判明した場合。
 ウ) 当社は本項(1)の②のイ)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金。)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の②のイ)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金。)の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後

① お客様の解除・払い戻し

- ア) お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 イ) お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。

② 当社の解除・払い戻し

- ア) 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はお客様にあらかじめ理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することができます。
 A) お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 B) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施する為の添乗員、現地係員その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者または他のお客様に対する暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 C) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき。

D)お客様が第3項(お申込み条件)の(8)から(10)までのいずれかに該当することが判明した場合。

イ)解除の効果および払い戻し

本項②のA)に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ)本項(2)の②のA)、C)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ)当社が本項(2)の②のA)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

(3)旅行代金の払戻しの期間

当社は、第11項(旅行代金の額の変更)の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。

(4)本項(3)の規定は、第17項(当社の責任)または第19項(お客様の責任)で規定することにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

14. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次にあげる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

(2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約変更を必要と認めるときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

(3)保護措置

当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

15. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

16. 添乗員

(1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2)添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

(3)添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を確定書面の明示いたします。

(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

17. 当社の責任

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2)手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配する者(現地手配会社)をいいます。

(3)当社の責任範囲は、当社および上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

(4)お客様が次に例示するような当社または手配代行者の関与しえない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。

- ①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ③宮公署の命令、外国の入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更もしくは旅行の中止
- ④自由行動中の事故
- ⑤食中毒
- ⑥盗難・詐欺等の犯罪行為
- ⑦運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- ⑧運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救済費用等には一切適用されません。
- ⑨その他、当社の関与しえない事由

(5)手荷物について生じた本項(1)の障害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます。)

18. 特別補償

(1)当社は、第17項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、旅行業約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他旅行業約款特別補償規定に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救済費用等には一切適用されません。

(2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等、その他募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3)当社が第17項(当社の責任)を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。

(4)当社はお客様の求めに応じて本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがありますが、この場合、当該別行動の旅行は

手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。

- (5)当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と第17項(当社の責任)により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払い義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

19. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関またはお申込店に申し出なければなりません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な処置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

20. オプションツアーまたは情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して実施する小旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が企画・実施するものの第18項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の一部として取扱います。
- (2)オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプションツアーに参加中のお客様に発生した第18項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。(ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレットまたは確定書面に記載した場合を除きます。)また、当該オプションツアーの運行事業者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該運航事業者の定め及び現地法令に拠ります。
- (3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第18項の特別補償規定は適用します(ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレットまたは確定書面に記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

21. 旅程保証

- (1)当社は、次表①左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし、次のア、イ、ウ)で規定する変更を除きます。)は、第5項で定める「旅行代金」に次表①右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行開始日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らか場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
 - ア)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず 運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - ①旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - ②戦乱
 - ③暴動
 - ④官公署の命令
 - ⑤欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - ⑥遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ⑦旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
 - イ)第13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
 - ウ)パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお一人様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償補償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

●表①

当社が変更補償金を支払う変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 上記1～8に掲げる変更のうち募集契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3:3、4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:4、7、8に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。
注6:9に掲げる変更については、1～8までの率を適用せず、9によります。
注7:オプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

22. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の係員にお問い合わせください。

23. 個人情報の取扱い

旅行参加申込書にご記入いただく、お客様の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、連絡先等の情報は、「個人情報」に該当しますので、当社は、当社の個人情報保護の基本方針にもとづき、以下に掲げる個人情報保護規定および法令に従い、お客様に関する個人情報の適切な管理、利用、保護に万全を尽くします。

- (1)当社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みになられた旅行サービスを手配するために必要な範囲で、運送・宿泊等の旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号および現地滞在先等を、あらかじめ電子的方法等によって送付し提供します。この他、当社は、旅行先でのお買い物等の便宜のため、土産物店にお客様の個人情報を提供することがあります。また、お客様により良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。
- (2)当社は、下記の場合を除き、お客様からお預かりした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。
 - ①お申込みになられた旅行サービスの手配のため、旅行サービス提供機関や当社および販売店の手配業務委託先に、必要最小限度の情報を提供する場合。
 - ②お客様ご本人の事前のご承諾がある場合。
 - ③公的機関や第三者等から、法令および法的な命令等にもとづき、個人情報の開示・提供を求められた場合。
- (3)当社は、旅行添乗業務、空港カウンター業務等、お客様からお預りした個人情報の一部または全部の業務を他社へ委託する場合には、当該企業について厳正な調査を行ったうえ、個人情報を適切に管理・保護させるために、定期的な監督を行います。
- (4)お客様からご提供いただけない個人情報があり、その情報が、お申込みになられる旅行サービスの手配に必要な不可欠なものである場合、お申込みを受けられない場合があります。

24. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

25. その他

- (1)当社旅行商品には第18項の特別補償の他、当社のサービスとして入院・通院保険をおかけしています。
- (2)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (3)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)小人料金は、旅行終了日を基準に満2才以上～12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行終了日を基準に、満2才未満で航空座席及び客室におけるベッドを専用では使用しない方に適用します。
- (6)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (7)日本国内の空港等から、本項(6)の発着空港までの区間を別途手配した場合(パンフレット等に記載の追加料金または無料手配を含む。)は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (8)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更による第17項(当社の責任)の(1)及び第21項(1)の責任を負いません。
- (9)この旅行条件書の定めのない事項は、当社募集型企画旅行約款によります。

◆ご注意◆

1.ご旅行をお楽しみ頂くために

ご旅行中に、提供されたサービスが契約内容と異なると認識された場合は、直ちに現地にてお申し出ください。ご帰国後にお申し出いただいても対応致しかねる場合もございます。

2.お荷物について

送迎車は、お1人様スーツケース1つと手荷物1つを想定してご用意いたします。それを超える場合、追加運搬手数料が発生しますので、ご出発の7日前(土日祝除く)までにお申し出ください。事前連絡なくご持参された場合、現地にて追加運搬手数料をお支払いいただいた上で別車両がご用意できるまでお待ち頂くか、お客様のご負担・責任においての移動(タクシー等)をお願いすることがございます。

3.ダブルブッキング(重複予約)について

既に他の旅行会社にお申し込みをされ、当社にもお申し込みをされた場合、空席・空室があった場合でも、航空会社およびホテル側が予約を受け付けない場合がございます。また、予告なく確保済みであった座席・お部屋をキャンセルされる場合もありますが、当社では責任を負いかねます。

4.忘れ物について

搜索、回収及び発送の際にかかる手数料として1件につき一律3,000円(税抜)を頂いております。手数料は発見の可否に関わらず請求させていただきます。また発見された場合、お客様宅へ送るための実費は別途お客様のご負担とさせていただきますので予めご了承ください。(配送中に破損が生じた場合に弊社では補償致しかねます。)

この旅行条件書は2025年の基準に基づきます。